

平成 19 年度の巡視体制について

西大台利用調整地区の利用者への指導や立入認定証の確認の他、無断立入り等の違反を防止すること、また、地区内の状況を把握するなど情報収集のために巡視を実施する。

○ 巡視の主な内容：

- 入口及び巡視中における立入認定証の確認
- 無断立入りなど法令、注意事項を守らない者への指導、退去勧告、通報
- 立入認定者との情報収集及び情報の伝達
- 案内板等の施設の保守点検
- 地区内の利用、自然、施設に関する情報収集と大台ヶ原ビジターセンターへの連絡 等

○ 巡視箇所：西大台利用調整地区及び周辺地域（隣接する歩道、ドライブウェイ、駐車場など）

○ 実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレンジャーなど職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施）

○ 実施期間：平成 19 年 9 月 1 日（土）から 11 月 30 日（金）まで毎日実施

※ 8 月 20 日～31 日の間も予行演習として実施している。

○ その他：巡視者は、専用の腕章（赤色）を着用することとしており、利用者から見てわかるようにしている。

